



島根県報

平成30年10月12日（金）

号外 第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部（税 務 課） 2
を改正する規則

【公安規則】

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（警 察 本 部） 2

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第83号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第2号左欄中「第8条の2第1項第1号」を「第8条の2第1項第2号」に改め、同表第3号左欄中「第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号」を「第8条の2第2項若しくは第4項第1号」に改め、同表第4号左欄中「第8条の2第1項第3号若しくは第2項第2号」を「第8条の2第3項若しくは第4項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月12日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第8号

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和42年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県警察職員の特別報賞金に関する条例施行規則

第1条中「島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例」を「島根県警察職員の特別報賞金に関する条例」に改める。

第2条及び第3条（見出しを含む。）中「特別ほう賞金」を「特別報賞金」に改める。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第5条中「特別ほう賞金」を「特別報賞金」に改める。

「
別表第1中

抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円
--------------------------	-------------

 を
」

「

特に抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	30,000,000円
抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円

 に改める。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金について適用し、同日前に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金については、なお従前の例による。